

平成24年2月

滋賀県議会定例会議案

(その4)

目 次

		頁
議第 72 号	平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第 8 号）	1
議第 73 号	平成23年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	13
議第 74 号	平成23年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算 （第 1 号）	15
議第 75 号	平成23年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	18
議第 76 号	平成23年度滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第 1 号）	20
議第 77 号	平成23年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算 （第 1 号）	23
議第 78 号	平成23年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	25
議第 79 号	平成23年度滋賀県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	27
議第 80 号	平成23年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	29
議第 81 号	平成23年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	33
議第 82 号	平成23年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算（第 1 号）	36
議第 83 号	平成23年度滋賀県収入証紙特別会計補正予算（第 1 号）	38
議第 84 号	平成23年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算（第 2 号）	40
議第 85 号	平成23年度滋賀県病院事業会計補正予算（第 1 号）	43
議第 86 号	平成23年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	46
議第 87 号	平成23年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	48
議第 88 号	滋賀県在宅医療福祉を担う看護職員確保対策基金条例案.....	51
議第 89 号	大気常時監視自動計測器の入札談合に係る損害賠償請求訴訟の提起に つき議決を求めることについて.....	53
議第 90 号	県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を 定めることにつき議決を求めることについて.....	54
議第 91 号	県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金 額を定めることにつき議決を求めることについて.....	57
議第 92 号	流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定 めることにつき議決を求めることについて.....	59

一般会計補正予算

議第72号

平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第8号）

平成23年度滋賀県の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,101,647千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ501,251,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加および変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 128,600,000	千円 7,180,000	千円 135,780,000
	1 県 民 税	53,475,900	3,396,800	56,872,700
	2 事 業 税	24,853,900	2,606,100	27,460,000
	3 地 方 消 費 税	11,420,800	△ 238,500	11,182,300
	4 不 動 産 取 得 税	3,456,500	△ 169,500	3,287,000
	5 県 た ば こ 税	2,768,000	236,500	3,004,500
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,214,900	42,800	1,257,700
	7 自 動 車 取 得 税	1,861,800	109,800	1,971,600
	8 軽 油 引 取 税	11,135,000	901,200	12,036,200
	9 自 動 車 税	18,355,700	282,400	18,638,100
	10 鉱 区 税	8,700	△ 100	8,600
	11 狩 猟 税	21,200	1,300	22,500
	12 産 業 廃 棄 物 税	27,300	11,300	38,600
	13 旧 法 に よ る 税	300	△ 100	200
2 地方消費税清算金		23,579,000	△ 250,000	23,329,000
	1 地方消費税清算金	23,579,000	△ 250,000	23,329,000
3 地方譲与税		18,698,000	58,734	18,756,734
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	16,500,000	63,734	16,563,734
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	143,000	△ 5,000	138,000
4 市町たばこ税県交付金		125,000	2,443	127,443

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市町たばこ税県 交付金	千円 125,000	千円 2,443	千円 127,443
5 地方特例交付金		1,910,000	△ 189,955	1,720,045
	1 地方特例交付金	1,910,000	△ 189,955	1,720,045
6 地方交付税		112,742,508	199,209	112,941,717
	1 地方交付税	112,742,508	199,209	112,941,717
7 交通安全対策特 別交付金		590,000	△ 120,000	470,000
	1 交通安全対策特 別交付金	590,000	△ 120,000	470,000
8 分担金及び負担 金		1,504,255	100,013	1,604,268
	1 分 担 金	353,212	272	353,484
	2 負 担 金	1,151,043	99,741	1,250,784
9 使用料及び手数 料		4,752,829	△ 265,817	4,487,012
	1 使 用 料	2,409,938	△ 161,743	2,248,195
	2 手 数 料	69,343	△ 3,569	65,774
	3 証 紙 収 入	2,273,548	△ 100,505	2,173,043
10 国庫支出金		59,695,344	△ 1,983,886	57,711,458
	1 国庫負担金	30,650,524	△ 927,955	29,722,569
	2 国庫補助金	27,843,790	△ 897,179	26,946,611
	3 委 託 金	1,201,030	△ 158,752	1,042,278
11 財 産 収 入		1,879,930	△ 150,068	1,729,862
	1 財産運用収入	665,319	49,699	715,018
	2 財産売払収入	1,214,611	△ 199,767	1,014,844
12 寄 附 金		61,793	34,418	96,211
	1 寄 附 金	61,793	34,418	96,211

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰入金		千円 39,084,219	△ 千円 7,980,948	千円 31,103,271
	1 特別会計繰入金	1,926,522	△ 87,830	1,838,692
	2 基金繰入金	37,157,697	△ 7,893,118	29,264,579
14 繰越金		1	939,907	939,908
	1 繰越金	1	939,907	939,908
15 諸収入		42,162,552	△ 9,851,797	32,310,755
	1 延滞金加算金及び過料等	464,076	△ 38,678	425,398
	2 県預金利子	7,130	5,635	12,765
	3 貸付金元利収入	34,011,012	△ 8,579,334	25,431,678
	4 受託事業収入	1,385,900	△ 644,241	741,659
	5 収益事業収入	3,919,434	△ 305,263	3,614,171
	6 利子割精算金収入	11,000	△ 3,824	7,176
	7 雑収入	2,364,000	△ 286,092	2,077,908
16 県債		79,967,900	△ 1,823,900	78,144,000
	1 県債	79,967,900	△ 1,823,900	78,144,000
歳入合計		515,353,331	△ 14,101,647	501,251,684
歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,240,922	△ 千円 16,708	千円 1,224,214
	1 議会費	1,240,922	△ 16,708	1,224,214
2 政策調整費		11,954,419	△ 280,739	11,673,680
	1 企画調整費	9,582,603	△ 231,082	9,351,521

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 防 災 費	2,371,816 ^{千円}	△ 49,657 ^{千円}	2,322,159 ^{千円}
3 総 務 費		22,590,212	4,104,975	26,695,187
	1 総務管理費	14,114,842	4,403,741	18,518,583
	2 徴 税 費	4,419,977	△ 15,077	4,404,900
	3 市町振興費	3,163,888	△ 285,399	2,878,489
	4 選 挙 費	507,133	△ 12,928	494,205
	5 統計調査費	156,792	△ 19,225	137,567
	6 人事委員会費	91,673	△ 3,481	88,192
	7 監査委員費	135,907	37,344	173,251
4 県民文化生活費		5,347,768	△ 214,366	5,133,402
	1 県民生活費	2,687,174	△ 160,983	2,526,191
	2 文 化 費	2,660,594	△ 53,383	2,607,211
5 琵琶湖環境費		18,516,608	△ 603,526	17,913,082
	1 水 政 費	2,556,752	△ 18,403	2,538,349
	2 環 境 費	3,381,659	△ 312,714	3,068,945
	3 下 水 道 費	2,599,282	49,228	2,648,510
	4 森林林業費	9,978,915	△ 321,637	9,657,278
6 健康福祉費		91,166,044	△ 718,708	90,447,336
	1 社会福祉費	38,470,514	△ 75,625	38,394,889
	2 児童福祉費	15,918,592	△ 551,690	15,366,902
	3 生活保護費	1,517,868	△ 88,310	1,429,558
	4 災害救助費	9,457	118,029	127,486
	5 公衆衛生費	23,879,675	29,712	23,909,387

議第72号 平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第8号)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 生活衛生費	千円 584,381	千円 27,750	千円 612,131
	7 地域健康福祉費	1,151,147	△ 4,224	1,146,923
	8 医薬費	9,634,410	△ 174,350	9,460,060
7 商工観光労働費		36,929,260	△ 7,622,935	29,306,325
	1 商工業費	4,281,779	△ 431,479	3,850,300
	2 中小企業費	24,301,450	△ 6,439,148	17,862,302
	3 観光費	489,832	1,653	491,485
	4 労政費	6,801,292	△ 655,725	6,145,567
	5 職業訓練費	984,276	△ 108,801	875,475
	6 労働委員会費	70,631	10,565	81,196
8 農政水産業費		14,884,193	△ 734,563	14,149,630
	1 農業費	5,175,768	△ 189,591	4,986,177
	2 畜産業費	1,465,683	△ 21,854	1,443,829
	3 農地費	6,966,349	△ 498,253	6,468,096
	4 水産業費	1,276,393	△ 24,865	1,251,528
9 土木交通費		45,956,888	△ 2,825,260	43,131,628
	1 土木交通管理費	6,572,022	△ 35,703	6,536,319
	2 道路橋りょう費	23,627,644	△ 990,125	22,637,519
	3 河川費	8,140,865	△ 631,662	7,509,203
	4 港湾費	62,352	△ 2,531	59,821
	5 砂防費	3,259,813	△ 238,677	3,021,136
	6 都市計画費	1,460,680	△ 510,261	950,419
	7 公園費	580,391	△ 19,579	560,812

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 建築費	1,130,569 ^{千円}	△ 347,147 ^{千円}	783,422 ^{千円}
	9 住宅費	1,122,552	△ 49,575	1,072,977
10 警察費		29,038,602	△ 268,371	28,770,231
	1 警察管理費	26,524,756	△ 166,978	26,357,778
	2 警察活動費	2,513,846	△ 101,393	2,412,453
11 教育費		128,962,542	△ 2,566,492	126,396,050
	1 教育総務費	16,548,556	△ 2,253,982	14,294,574
	2 小学校費	43,307,845	35,869	43,343,714
	3 中学校費	25,215,257	△ 73,092	25,142,165
	4 高等学校費	27,071,436	△ 134,393	26,937,043
	5 特別支援学校費	11,680,139	△ 181,390	11,498,749
	6 大学費	2,702,205	△ 2,865	2,699,340
	7 社会教育費	1,458,464	△ 110,463	1,348,001
	8 保健体育費	978,640	153,824	1,132,464
12 災害復旧費		681,411	△ 269,132	412,279
	1 琵琶湖環境施設 災害復旧費	13,156	42,906	56,062
	2 農政水産施設災 害復旧費	78,354	△ 62,703	15,651
	3 土木交通施設災 害復旧費	589,901	△ 249,335	340,566
13 公債費		79,484,262	△ 1,247,137	78,237,125
	1 公債費	79,484,262	△ 1,247,137	78,237,125
14 諸支出金		28,470,200	△ 838,685	27,631,515
	1 県税交付金等	28,470,200	△ 838,685	27,631,515
歳出	合計	515,353,331	△ 14,101,647	501,251,684

第2表 債務負担行為補正

追 加

番号	事 項	期 間	限 度 額
118	滋賀県営都市公園(びわこ文化公園(文化ゾーン)、春日山公園、尾花川公園および湖岸緑地中主吉川地区に限る。)管理運営委託	平成24年度から 平成25年度まで	7,080千円

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別支援学校施設整備事業費	千円 85,500	普通貸借または証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
計	85,500			

2 変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
県庁舎施設整備事業費	千円 122,200	千円 98,500
美術館施設整備事業費	18,100	15,000
希望が丘文化公園施設整備事業費	115,600	113,400
林道事業費	84,500	93,900
治山事業費	601,500	596,900
単独治山事業費	12,600	14,200
民間児童福祉施設等整備事業費	80,700	72,700
看護師等養成施設整備事業費	2,300	3,400
県営かんがい排水事業費	402,400	399,200

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
県営経営体育成基盤整備事業費	365,200 ^{千円}	392,700 ^{千円}
県営農道整備事業費	15,400	14,800
県営中山間地域総合整備事業費	66,600	84,500
県営みずすまし事業費	21,100	29,200
農村活性化事業費	1,400	7,300
県営農地防災事業費	201,600	232,700
県営地すべり防止対策事業費	26,300	23,000
水産基盤整備事業費	144,800	140,900
直轄道路事業費	4,567,000	3,708,900
地方道路等整備事業費	10,035,300	9,442,800
単独道路改良事業費	916,200	795,800
芹谷地域振興対策事業費	12,000	4,500
広域河川改修事業費	666,100	672,700
総合流域防災事業費	1,037,000	1,042,500
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	314,600	308,500
河川環境整備事業費	147,900	107,200
直轄河川事業費	367,500	145,300
河川災害関連事業費	52,300	—
河川等整備事業費	2,908,400	2,911,700
通常砂防事業費	508,900	455,600
直轄砂防事業費	74,100	36,400
急傾斜地崩壊対策事業費	190,900	171,900
単独急傾斜地崩壊対策事業費	189,900	127,500

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
都市計画街路事業費	170,100 ^{千円}	88,300 ^{千円}
都市公園事業費	129,100	121,900
公営住宅建設事業費	249,800	239,100
警察施設整備事業費	6,400	6,700
補助交通安全施設整備事業費	109,200	93,000
単独交通安全施設整備事業費	127,400	124,100
高等学校施設整備事業費	903,000	892,100
補助土木施設災害復旧事業費	184,900	93,900
臨時財政対策債	49,800,000	50,118,200
計	79,967,900	78,058,500

議第72号
平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第8号)

特別会計補正予算

議第73号

平成23年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度滋賀県の市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 229,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,803,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		千円 1,574,000	千円 44,388	千円 1,618,388
	1 貸付金元利収入	1,574,000	44,388	1,618,388
2 繰 越 金		—	184,866	184,866
	1 繰 越 金	—	184,866	184,866
歳 入 合 計		1,574,000	229,254	1,803,254
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 1,574,000	千円 229,254	千円 1,803,254
	1 市町振興資金貸付事業費	1,574,000	229,254	1,803,254
歳 出 合 計		1,574,000	229,254	1,803,254

議第74号

平成23年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 40,280	千円 5,000	千円 45,280
	1 一般会計繰入金	40,280	5,000	45,280
2 繰越金		17,634	28,734	46,368
	1 繰越金	17,634	28,734	46,368
3 諸収入		78,886	△ 43,734	35,152
	1 貸付金元利収入	78,749	△ 43,734	35,015
4 県債		73,000	10,000	83,000
	1 県債	73,000	10,000	83,000
歳入合計		209,800	—	209,800
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康福祉費		千円 209,800	千円 —	千円 209,800
	1 母子および寡婦福祉資金貸付事業費	209,800	—	209,800
歳出合計		209,800	—	209,800

第2表 地方債補正

変更		
起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
母子寡婦福祉資金貸付金	73,000 ^{千円}	83,000 ^{千円}
計	73,000	83,000

議第74号 平成23年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

議第75号

平成23年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ711,710千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 16,744	△ 千円 12,048	千円 4,696
	1 繰越金	16,744	△ 12,048	4,696
2 諸収入		1,056,756	△ 699,662	357,094
	1 県預金利子	1,500	△ 527	973
	2 貸付金元利収入	1,055,256	△ 699,135	356,121
歳入合計		1,073,500	△ 711,710	361,790
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工観光労働費		千円 15,357	△ 千円 12,575	千円 2,782
	1 中小企業支援資金貸付事業費	15,357	△ 12,575	2,782
2 公債費		1,055,143	△ 699,135	356,008
	1 公債費	1,055,143	△ 699,135	356,008
歳出合計		1,073,500	△ 711,710	361,790

議第76号

平成23年度滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)

平成23年度滋賀県の就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,078千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 80,474	千円 1,286	千円 81,760
	1 繰越金	80,474	1,286	81,760
4 県債		9,600	△ 5,364	4,236
	1 県債	9,600	△ 5,364	4,236
歳入合計		119,300	△ 4,078	115,222
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農政水産業費		千円 46,665	千円 △ 381	千円 46,284
	1 就農支援資金貸付事業費	46,665	△ 381	46,284
2 公債費		17,421	△ 7,190	10,231
	1 公債費	17,421	△ 7,190	10,231
3 予備費		55,214	3,493	58,707
	1 予備費	55,214	3,493	58,707
歳出合計		119,300	△ 4,078	115,222

議第76号
平成23年度滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
就農支援資金貸付金	9,600 ^{千円}	4,236 ^{千円}
計	9,600	4,236

議第77号

平成23年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度滋賀県の林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 260,350千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 88,037	千円 31,050	千円 119,087
	1 繰越金	88,037	31,050	119,087
2 諸収入		147,263	△ 6,000	141,263
	1 貸付金元利収入	147,263	△ 6,000	141,263
歳入合計		235,300	25,050	260,350
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖環境費		千円 171,144	千円 △ 47	千円 171,097
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	30,464	△ 47	30,417
2 公債費		700	△ 700	—
	1 公債費	700	△ 700	—
3 予備費		63,456	25,797	89,253
	1 予備費	63,456	25,797	89,253
歳出合計		235,300	25,050	260,350

議第78号

平成23年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度滋賀県の沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,744千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 50,205	千円 15,761	千円 65,966
	1 繰越金	50,205	15,761	65,966
3 諸収入		5,954	△ 17	5,937
	1 県預金利子	98	△ 17	81
歳入合計		56,400	15,744	72,144

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 予備費		千円 36,064	千円 15,744	千円 51,808
	1 予備費	36,064	15,744	51,808
歳出合計		56,400	15,744	72,144

議第79号

平成23年度滋賀県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成23年度滋賀県の公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,012,923千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,958,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 83,896,072	△ 千円 1,012,923	千円 82,883,149
	1 一般会計繰入金	79,240,849	△ 1,150,897	78,089,952
	2 特別会計繰入金	4,655,223	137,974	4,793,197
歳入合計		94,971,072	△ 1,012,923	93,958,149
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 94,971,072	△ 千円 1,012,923	千円 93,958,149
	1 公債費	94,971,072	△ 1,012,923	93,958,149
歳出合計		94,971,072	△ 1,012,923	93,958,149

議第80号

平成23年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 332,210千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,279,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 5,615,038	△ 千円 198,595	千円 5,416,443
	1 負担金	5,615,038	△ 198,595	5,416,443
2 使用料及び手数料		1,249	△ 574	675
	1 使用料	1,249	△ 574	675
3 国庫支出金		3,324,068	69,795	3,393,863
	1 国庫負担金	2,562,340	73,860	2,636,200
	2 国庫補助金	761,728	△ 4,065	757,663
4 財産収入		5,855	8,043	13,898
	1 財産運用収入	5,855	8,043	13,898
5 繰入金		6,713,839	△ 276,914	6,436,925
	1 一般会計繰入金	2,475,153	80,044	2,555,197
	2 基金繰入金	4,238,686	△ 356,958	3,881,728
7 諸収入		6,182	71,735	77,917
	1 受託事業収入	3,814	△ 806	3,008
	2 雑入	2,368	72,541	74,909
8 県債		2,057,500	△ 5,700	2,051,800
	1 県債	2,057,500	△ 5,700	2,051,800
歳入合計		19,611,941	△ 332,210	19,279,731

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖環境費		13,413,094 ^{千円}	△ 471,215 ^{千円}	12,941,879 ^{千円}
	1 流域下水道費	6,411,264	114,867	6,526,131
	2 流域下水道管理費	7,001,830	△ 586,082	6,415,748
2 公債費		3,893,161	139,005	4,032,166
	1 公債費	3,893,161	139,005	4,032,166
歳出合計		19,611,941	△ 332,210	19,279,731

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道建設事業費	1,435,200 ^{千円}	1,429,500 ^{千円}
計	2,057,500	2,051,800

議第81号

平成23年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度滋賀県の土地取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 638,207千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 247,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 382,700	△ 千円 199,856	千円 182,844
	1 財産運用収入	17,100	2,909	20,009
	2 財産売却収入	365,600	△ 202,765	162,835
2 繰入金		3,300	△ 951	2,349
	1 基金繰入金	3,300	△ 1,051	2,249
	2 一般会計繰入金	—	100	100
3 県債		500,000	△ 437,400	62,600
	1 県債	500,000	△ 437,400	62,600
歳入合計		886,000	△ 638,207	247,793
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木交通費		千円 882,700	△ 千円 637,156	千円 245,544
	1 土木交通管理費	882,700	△ 637,156	245,544
2 公債費		3,300	△ 1,051	2,249
	1 公債費	3,300	△ 1,051	2,249
歳出合計		886,000	△ 638,207	247,793

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
公共用地先行取得事業費	500,000 ^{千円}	62,600 ^{千円}
計	500,000	62,600

議第82号

平成23年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算(第1号)

平成23年度滋賀県の用品調達事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73,556千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ727,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 796,000	△ 千円 98,657	千円 697,343
	1 財産売払収入	796,000	△ 98,657	697,343
2 繰越金		5,000	25,101	30,101
	1 繰越金	5,000	25,101	30,101
歳入合計		801,000	△ 73,556	727,444
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 801,000	△ 千円 73,556	千円 727,444
	1 用品調達事業費	801,000	△ 73,556	727,444
歳出合計		801,000	△ 73,556	727,444

議第82号 平成23年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算(第1号)

議第83号

平成23年度滋賀県収入証紙特別会計補正予算(第1号)

平成23年度滋賀県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 299,299千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,918,099千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 2,618,700	千円 298,809	千円 2,917,509
	1 証紙売払収入	2,618,700	298,809	2,917,509
2 繰越金		100	490	590
	1 繰越金	100	490	590
歳入合計		2,618,800	299,299	2,918,099
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 2,618,800	千円 299,299	千円 2,918,099
	1 収入証紙	2,618,800	299,299	2,918,099
歳出合計		2,618,800	299,299	2,918,099

議第84号

平成23年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算(第2号)

平成23年度滋賀県の公営競技事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,892,615千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,981,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技事業収入		千円 26,044,595	△ 千円 747,145	千円 25,297,450
	1 公営競技開催収入	26,044,595	△ 747,145	25,297,450
2 使用料及び手数料		23,720	12,086	35,806
	1 使用料	23,720	12,086	35,806
3 財産収入		20	△ 17	3
	1 財産運用収入	10	△ 7	3
	2 財産売払収入	10	△ 10	—
5 諸収入		28,805,665	△ 3,157,539	25,648,126
	1 施設利用料	69,500	△ 2,100	67,400
	2 県預金利子	20	123	143
	3 受託事業収入	28,722,934	△ 3,200,166	25,522,768
	4 雑収入	13,211	44,604	57,815
歳入合計		54,874,000	△ 3,892,615	50,981,385

議第84号
平成23年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算(第2号)

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技事業費		54,340,442 ^{千円}	△ 3,890,530 ^{千円}	50,449,912 ^{千円}
	1 経 営 費	145,672	4,371	150,043
	2 開 催 費	54,194,770	△ 3,894,901	50,299,869
2 公 債 費		458,058	△ 649	457,409
	1 公 債 費	458,058	△ 649	457,409
4 繰上充用金		70,500	△ 1,436	69,064
	1 繰上充用金	70,500	△ 1,436	69,064
歳 出 合 計		54,874,000	△ 3,892,615	50,981,385

企業会計補正予算

議第85号

平成23年度滋賀県病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成23年度滋賀県の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 18,756,000	千円 △ 417,614	千円 18,338,386
	1 医業収益	16,193,455	△ 563,077	15,630,378
	2 医業外収益	2,353,145	127,200	2,480,345
	3 附帯事業収益	209,400	18,263	227,663

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 18,568,000	千円 5,715	千円 18,573,715
	1 医業費用	17,694,311	18,688	17,712,999
	2 医業外費用	664,289	△ 32,537	631,752
	3 附帯事業費用	209,400	18,263	227,663
	4 特別損失	—	1,301	1,301

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,217,770千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 1,601,000	千円 △ 383,357	千円 1,217,643
	1 企業債	500,400	△ 14,100	486,300
	2 補助金	416,981	△ 282,978	134,003
	3 負担金	683,619	△ 86,279	597,340

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 2,775,000	千円 △ 339,587	千円 2,435,413
	1 建設改良費	1,057,199	△ 341,185	716,014
	2 企業債償還金	1,717,801	1,598	1,719,399

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
成人病センター病院整備事業費	千円 395,400	千円 394,700
小児保健医療センター病院整備事業費	76,100	74,400
精神医療センター病院整備事業費	28,900	17,200
計	500,400	486,300

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 8,346,736	千円 356,150	千円 8,702,886

(他会計からの補助金)

第6条 院内保育所の運営、医師派遣機能整備、地域医療福祉体制整備、看護職員の育成、地域ICT利活用広域連携事業および災害時通信確保対策のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
補 助 金	千円 47,934	千円 10,123	千円 58,057

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第86号

平成23年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成23年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 収益		千円 1,160,800	千円 9,242	千円 1,170,042
	1 営業収益	1,143,757	5,621	1,149,378
	2 営業外収益	17,043	3,621	20,664

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業 費用		千円 866,000	千円 △ 19,171	千円 846,829
	1 営業費用	803,147	△ 25,780	777,367
	2 営業外費用	62,853	6,609	69,462

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額479,380千円は、減債積立金152,831千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金220,380千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 6,169千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 3,000	千円 △ 3,000	千円 -
	1 諸収入	3,000	△ 3,000	-

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出		千円 580,300	千円 △ 100,920	千円 479,380
	1 建設改良費	423,388	△ 100,845	322,543
	3 補助金返還金	3,689	△ 1	3,688
	4 固定資産購入費	392	△ 74	318

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 153,432	千円 5,199	千円 158,631

(他会計からの補助金)

第5条 退職手当および子ども手当に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補 正 額	計
補 助 金	千円 1,148	千円 6,380	千円 7,528

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第87号

平成23年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成23年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業収益		千円 4,803,900	千円 36,112	千円 4,840,012
	1 営業収益	4,714,633	4,788	4,719,421
	2 営業外収益	89,267	31,324	120,591

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 3,800,300	千円 △ 86,335	千円 3,713,965
	1 営業費用	3,371,865	△ 104,881	3,266,984
	2 営業外費用	428,435	18,546	446,981

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,618,930千円は、減債積立金965,647千円、過年度分損益勘定留保資金961,919千円、当年度分損益勘定留保資金632,084千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 59,280千円で補填するものとする。)

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 909,200	千円 △ 207,769	千円 701,431
	1 企業債	860,000	△ 210,000	650,000

	4 諸 収 入	-	2,231	2,231
--	---------	---	-------	-------

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 3,958,000	千円 △ 637,639	千円 3,320,361
	1 建 設 改 良 費	2,441,131	△ 606,831	1,834,300
	2 企 業 債 償 還 金	1,487,533	△ 30,012	1,457,521
	3 補 助 金 返 還 金	7,418	△ 28	7,390
	4 固 定 資 産 購 入 費	21,918	△ 768	21,150

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
水 道 用 水 改 良 事 業 費	千円 560,000	千円 350,000
計	860,000	650,000

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 512,851	千円 17,256	千円 530,107

(他会計からの補助金)

第6条 退職手当、子ども手当および東日本大震災に係る被災地域の応援等に要する経費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補 正 額	計
補 助 金	千円 8,044	千円 21,457	千円 29,501

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

案 例 条

議第88号

滋賀県在宅医療福祉を担う看護職員確保対策基金条例案

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県在宅医療福祉を担う看護職員確保対策基金条例

(設置)

第1条 県民が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるための在宅医療福祉を担う看護職員の確保対策に係る事業の円滑な推進を図るため、滋賀県在宅医療福祉を担う看護職員確保対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第89号

大気常時監視自動計測器の入札談合に係る損害賠償請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

大気常時監視自動計測器の入札談合に係る損害賠償請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、大気常時監視自動計測器の入札談合に係る損害賠償請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名

番号	住 所	氏 名
1	東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号	東亜ディーケーケー株式会社 代表者代表取締役 佐々木 輝 男
2	京都市南区吉祥院宮の東町2番地	株式会社堀場製作所 代表者代表取締役 堀 場 厚
3	大阪市天王寺区舟橋町3番1号	紀本電子工業株式会社 代表者代表取締役 紀 本 岳 志

2 請求額

2,535,750円およびこれに対する支払済みまでの年5分の割合による金員（被告となるべき者らの連帯責務）

3 請求の要旨

被告となるべき者らは、滋賀県が平成16年12月10日および平成20年1月25日に実施した大気常時監視自動計測器の入札において、入札談合を行い、滋賀県に損害を与えた。

滋賀県は、民法（明治29年法律第89号）第709条および第719条の規定に基づき、被告となるべき者らに損害賠償を求めたが、被告となるべき者らがこれに応じないことから、損害賠償を求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議第90号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、平成23年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
補助林道事業	長浜市	1,500,000 ^円	△ 109,000 ^円	1,391,000 ^円
	米原市	2,899,000	1,545,000	4,444,000
	計	4,399,000	1,436,000	5,835,000
県営中山間地域総合整備事業	高島市	817,000	△ 123,000	694,000
	東近江市	1,200,000	△ 153,000	1,047,000
	計	2,017,000	△ 276,000	1,741,000
県営みずすまし事業	守山市	2,388,000	△ 394,000	1,994,000
	東近江市	6,750,000	3,240,000	9,990,000
	計	9,138,000	2,846,000	11,984,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	5,352,000	1,240,000	6,592,000
	守山市	731,000	△ 731,000	—
	計	6,083,000	509,000	6,592,000
単独道路改築事業	大津市	33,895,000	319,227	34,214,227
	彦根市	6,873,750	92,118	6,965,868
	長浜市	10,730,550	467,671	11,198,221
	近江八幡市	14,071,350	△ 3,686,250	10,385,100
	草津市	9,380,800	△ 88,400	9,292,400
	守山市	885,000	△ 408,310	476,690

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	栗東市	7,289,200 ^円	623,790 ^円	7,912,990 ^円
	甲賀市	16,842,000	371,685	17,213,685
	野洲市	11,679,200	△ 2,952,470	8,726,730
	湖南市	4,907,200	△ 368,200	4,539,000
	高島市	1,858,650	5,835	1,864,485
	東近江市	8,748,300	3,909,247	12,657,547
	米原市	2,746,650	△ 102,750	2,643,900
	日野町	4,526,850	2,849,550	7,376,400
	愛荘町	2,090,850	413,715	2,504,565
	甲良町	796,500	△ 43,800	752,700
	多賀町	1,430,700	△ 609,150	821,550
	計	138,752,550	793,508	139,546,058
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	10,160,000	△ 2,057,848	8,102,152
	長浜市	6,550,000	△ 449,922	6,100,078
	近江八幡市	7,550,000	△ 1,047,809	6,502,191
	高島市	2,000,000	455,000	2,455,000
	多賀町	8,800,000	△ 1,899,984	6,900,016
	計	35,060,000	△ 5,000,563	30,059,437
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	3,900,000	729,610	4,629,610
	栗東市	4,250,000	319,915	4,569,915
	甲賀市	2,300,000	53,365	2,353,365
	高島市	5,000,000	△ 1,456,115	3,543,885
	日野町	1,950,000	347,000	2,297,000
	計	17,400,000	△ 6,225	17,393,775
補助都市計画街路事業	彦根市	8,811,000	7,784,325	16,595,325
	長浜市	20,775,825	△ 150,750	20,625,075
	守山市	157,133,925	△ 50,888,925	106,245,000
	甲賀市	119,902,000	△ 67,477,000	52,425,000
	計	306,622,750	△ 110,732,350	195,890,400
単独都市計画街路事業	彦根市	730,200	601,500	1,331,700
	甲賀市	3,211,000	△ 308,500	2,902,500
	東近江市	1,460,100	△ 289,875	1,170,225
	計	11,445,400	3,125	11,448,525

議第90号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第90号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
都市公園事業	野洲市	5,185,000 ^円	△ 849,799 ^円	4,335,201 ^円
	計	5,185,000	△ 849,799	4,335,201

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成23年10月12日議決の「県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第131号）」の金額を改めようとするものである。

議第91号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成23年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	近江八幡市	2,489,000 ^円	△ 286,000 ^円	2,203,000 ^円
	守山市	10,434,000	△ 1,487,000	8,947,000
	栗東市	1,210,000	△ 1,210,000	—
	甲賀市	49,848,000	13,848,000	63,696,000
	野洲市	19,452,000	△ 924,000	18,528,000
	湖南市	19,207,000	9,094,000	28,301,000
	高島市	13,866,000	△ 2,592,000	11,274,000
	東近江市	907,000	△ 261,000	646,000
	日野町	1,103,000	△ 318,000	785,000
	竜王町	908,000	△ 262,000	646,000
	計	162,234,000	15,602,000	177,836,000
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	2,194,000	1,992,000	4,186,000
	長浜市	51,047,000	278,000	51,325,000
	近江八幡市	5,797,000	△ 500,000	5,297,000
	湖南市	5,949,000	242,000	6,191,000
	東近江市	19,654,000	4,087,000	23,741,000
	米原市	10,105,000	4,332,000	14,437,000
	計	94,746,000	10,431,000	105,177,000

議第91号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第91号 県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営中山間地域総合整備事業	彦根市	3,900,000 ^円	△ 12,000 ^円	3,888,000 ^円
	甲賀市	9,775,000	2,857,000	12,632,000
	東近江市	3,060,000	1,453,000	4,513,000
	計	16,735,000	4,298,000	21,033,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	2,194,000	△ 302,000	1,892,000
	計	2,194,000	△ 302,000	1,892,000
県営農地防災事業	彦根市	9,300,000	2,799,000	12,099,000
	甲賀市	19,550,000	△ 3,292,000	16,258,000
	米原市	4,200,000	△ 344,000	3,856,000
	計	36,136,000	△ 837,000	35,299,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成23年10月12日議決の「国および県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第132号）」の金額を改めようとするものである。

議第92号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成23年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額		
	既 決 額	増 減 額	計
大 津 市	85,287,031 ^円	△ 3,244,780 ^円	82,042,251 ^円
彦 根 市	163,334,389	△ 2,299,090	161,035,299
長 浜 市	181,681,539	△ 2,557,343	179,124,196
近 江 八 幡 市	42,173,317	907,619	43,080,936
草 津 市	70,900,851	1,525,870	72,426,721
守 山 市	162,449,551	△ 252,865	162,196,686
栗 東 市	159,170,865	6,312	159,177,177
甲 賀 市	62,692,984	1,349,227	64,042,211
野 洲 市	42,605,310	916,916	43,522,226
湖 南 市	51,677,163	1,112,153	52,789,316
高 島 市	2,000,000	△ 514,726	1,485,274
東 近 江 市	99,553,139	1,128,328	100,681,467
米 原 市	50,268,209	△ 707,573	49,560,636
日 野 町	22,139,641	476,472	22,616,113
竜 王 町	19,223,689	413,716	19,637,405
愛 荘 町	39,130,643	△ 550,801	38,579,842
豊 郷 町	10,640,353	△ 149,774	10,490,579
甲 良 町	11,833,663	△ 166,570	11,667,093

議第92号 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	11,833,663 ^円	△ 166,570 ^円	11,667,093 ^円
計	1,288,596,000	△ 2,773,479	1,285,822,521

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成23年10月12日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第133号）」の金額を改めようとするものである。